

国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

国民年金後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。

また、年金を受給できなかつた方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。

過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度ができる期限は平成27年9月30日までとなっています。お早めに申込みください。

後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください

すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降分の後納保険

料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限（平成26年3月31日）までに納付をお願いします。

す。

なお、使用期限までに納付できなかつた方が、平成26年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので

「国民年金保険料専用ダイヤル」または「**090-3-1-201-5**」までお問い合わせください。

- 国民年金保険料専用ダイヤル
(ナビダイヤル)
- 090-3-1-201-5
- 050から始まる電話でおかけになれる場合は

● 「**090-3-1-201-5**」または「**03-6731-2015**」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違った電話になっているケースが発生しているので、おかけ間違いにはご注意ください。

[受付時間]

(月曜日)

午前8時30分～午後7時

(火～金曜日)

午前8時30分～午後5時15分

(第2土曜日)

午前9時30分～午後4時



※お問合せの際は基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談

をお受けします。
※祝日（第2土曜日を除く）12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

